

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加
規制の区分：新設、改正（拡充）、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

国民生活及び経済活動の基盤である特定社会基盤役務（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。以下同じ。）の安定的な提供を確保することは安全保障上重要である中、その用に供する重要設備は、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがある。このため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第3章において、

- ・法律で定められた事業のうち特定社会基盤役務の提供を行うものとして政令で定める事業（特定社会基盤事業）について、主務省令で一定の基準を定め、当該基準に該当する者を事業所管大臣が特定社会基盤事業者として指定する
- ・指定を受けた特定社会基盤事業者は、他の事業者から主務省令で定める重要設備（特定重要設備）を導入し、又は他の事業者に委託して主務省令で定める特定重要設備の維持管理若しくは操作（重要維持管理等）を行わせる際には、あらかじめ、事業所管大臣に届出を行い、審査を受ける

制度が設けられている。

現行法では、14分野（電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融及びクレジットカード）が特定社会基盤事業の外縁として法律で規定されている一方で、港湾運送分野は規定されておらず、そのため、特定社会基盤役務の提供を行う事業が想定される一般港湾運送事業が規制対象となっていない。

規制の改正（拡充）を行わない場合には、一般港湾運送事業のうち政令で定める事業を行う者

であって、事業所管大臣が特定社会基盤事業者として指定する事業者の使用する特定重要設備について、その導入及び重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為（以下「特定妨害行為」という。）の手段として使用されるおそれ大きいかどうかの審査が行われず、結果として特定社会基盤事業者の提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが高まる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題の発生原因】

特定社会基盤事業者は、他の事業者から設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して設備の維持管理や操作を行わせる場合がある。特定社会基盤事業者が利用する ICT 機器の高度化やそのサプライチェーンの複雑化・グローバル化を背景に、サプライチェーンの過程で不正機能が埋め込まれる可能性や、機器の脆弱性に関する情報が特定社会基盤事業者の意図に反して共有される可能性等が高まっており、これらは、我が国の外部から、役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれを増大させている。

【課題】

こうした状況を踏まえると、我が国の安全保障を確保するためには、特定社会基盤事業者が設備の導入等を行う前に、政府が当該設備の導入等に伴うリスクを把握し、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれ大きい場合には、そのリスクを低減させ、又は排除する必要がある。

【課題解決手段の検討】

このため、経済安全保障推進法の制定時においては、役務の安定提供が損なわれた場合に国家及び国民の安全を損ないかねない事業として、14 の分野が規制の対象とされたところであるが、令和 5 年 7 月に生じた名古屋港コンテナターミナルにおけるサイバー攻撃事案を踏まえ、当該対象の事業に一般港湾運送事業を追加し、経済安全保障推進法に基づく以下の措置の対象とすることが妥当である。

【規制の内容】

- ・事業所管大臣が、一定の基準を定めた上で当該基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定し、特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合又は他の事業者に委託して当該設備の重要維持管理等を行わせる場合において、当該導入又は委託に関する計画書（以下「導入等計画書」という。）をあらかじめ届け出た上で、事業所管大臣が

行う事前審査を受けなければならない。

- ・事業所管大臣は、審査した結果、導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

特定社会基盤事業者や特定重要設備の供給者等において、導入等計画書等の作成等の制度対応に当たっての事務的な費用も含む負担が生ずることが予想される。

一方で、特定社会基盤事業は、経済安全保障推進法に規定された事業のうちから特定社会基盤役務の提供を行うものとして政令で定めることとされており、また、特定社会基盤事業者として事業所管大臣が指定する者の基準、規制の対象となる特定重要設備、導入等計画書の届出が必要となる重要維持管理等の内容等は主務省令で定めることとされている。このため、これらの政令及び主務省令の定め方に従い、特定社会基盤事業者として指定を受けた事業者や当該事業者に対する特定重要設備の供給者等において必要となる遵守費用は異なるものと考えられる。

なお、一般港湾運送事業の許可数は全国で588件（令和3年度末時点）ある。このうち主務省令で定めることとなる基準に該当する者が特定社会基盤事業者として指定を受けることとなるが、その具体的な基準は今後検討される予定である。

また、特定社会基盤事業者の指定を受けた事業者の中でも、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれがないよう本規制の施行前に講じている対策の程度、施行後にどのような特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託を行っていくか等により、必要となる遵守費用は様々であると考えられる。

なお、経済安全保障推進法の対象事業として定められている現行（令和6年2月時点）の14分野に係る特定社会基盤事業者については、制度運用開始（令和6年5月17日）前であり、制度への対応の準備が進められている段階であるため、遵守費用を定量化して把握することが困難である。加えて、各分野に係る各主務省令は、各分野の特性に応じた内容が定められており、一般港湾運送事業に係る特定社会基盤事業者と遵守費用を比較することも困難である。このため、特定社会基盤事業者や特定重要設備によって遵守費用は様々であるため、一般化して費用を計算することは困難である。

【行政費用】

事業所管省庁においては、導入等計画書等に対する所要の審査等を行うための費用が発生す

る。また、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等の勧告又は命令を行うための費用が生じ得る。

一方で、遵守費用と同様に、政令及び主務省令の定め方等により、必要となる行政費用は異なるものと考えられる。

また、導入等計画書等の届出がどの程度行われるかは、特定社会基盤事業者の事業活動等において、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託を実際にどのように行うか等にもよることから、行政費用の定量化や金銭価値化は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

—

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

一般港湾運送事業に係る特定社会基盤事業者において、その特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが低減され、特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じることの防止を図ることができる。

なお、特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じると、国家及び国民の安全を損なうような甚大な影響が生じうると見込まれる。

令和5年7月には、名古屋港コンテナターミナルにおいてサイバー攻撃による3日間のシステム障害が発生し、そのシステム障害により、計37隻の船舶の荷役スケジュールに影響が生じ、推計約2万本のコンテナの搬入・搬出に影響が生じたとされ、工場の稼働停止や商品の入荷遅延等の影響も発生したと報じられたところである。我が国の輸出入貨物の99.5%（重量ベース）・約117兆円/年（総貿易額）は海上輸送によるものであり、仮に、港湾において、特定妨害行為により、一般港湾運送事業に係る特定社会基盤事業者による特定社会基盤役務の安定的な提供の妨害が当該障害よりも更に長期又は大規模に発生した場合、更に甚大な影響が生じうると見込まれる。その影響の内容や程度は、障害が生じた港湾を經由して輸送されている貨物の量や内容、

当該障害の期間や内容、当該港湾における港湾運送事業に係る役務の全体の規模、当該規模において特定社会基盤事業者が占める割合、当該港湾における特定社会基盤事業者の役務の提供方法等により異なり、また、経済社会の多岐にわたると考えられるため、事前に想定することが困難である。

また、特定社会基盤役務の安定的な提供が行われていることが、本制度によって特定妨害行為を防止できたことのみによるものかどうかを把握することは困難である。

このため、本規制の効果を定量的に把握することは困難である。

なお、本規制の事後評価においては特定妨害行為の発生状況（特定妨害行為の件数等）等を踏まえて効果を検証することが考えられる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

効果を定量的に把握することが困難であると同様に、金銭価値化して定量的に把握することは困難である。

なお、金銭価値化して効果を定量的に把握することは困難であるが、本規制の事後評価においては、特定妨害行為の発生状況（特定妨害行為の件数等）等を踏まえて便益を検証することが考えられる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が前提となる。

—

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特定社会基盤事業に係る政令の定め方並びに特定重要設備及び重要維持管理等に係る主務省令の定め方によっては、一部の特定社会基盤事業者又は特定重要設備の一部の供給者等に過度な負担を与え、競争関係に影響を及ぼし得る。

このため、「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）」において、これらの政令及び主務省令の策定に当たっては、平時から関係事業者等と必要なコミュニケーション・連携を図ることに加え、経済団体、学識経験者、関係行政機関等の知見を有する者の意見を十分に聴くとともに、パブリック・コメント制度を活用し、多様な意見を適切に考慮することとしている。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

当該規制の導入に際して、一定の遵守費用及び行政費用並びに副次的な影響及び波及的な影響の発生が見込まれる。

一方で、一般港湾運送事業について、特定社会基盤事業者による特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じた場合には、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいため、当該規制を採用することが適当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

港湾運送事業法に基づく一般港湾運送事業の許可基準に、サイバーセキュリティ対策を適切に

実施する旨を追加する。

[費用]

- ・ 遵守費用

サイバーセキュリティ対策を実施するための遵守費用が必要となると考えられる。

- ・ 行政費用

一般港湾運送事業の許可申請をした事業者がサイバーセキュリティ対策を適切に実施するかどうか審査するための費用が必要となると考えられる。

なお、経済安全保障推進法では、内閣総理大臣への協議等を含め政府全体として経済安全保障に関する知見を共有しつつ制度運用を行うこととしているが、一般港湾運送事業者が重要設備に関して実施するサイバーセキュリティ対策に対する審査を、港湾運送事業法を所管する国土交通省が独自に対応する場合、政府内の他の行政機関からの円滑な情報提供に関して新たな枠組みが必要となること等から、③よりも多くの行政費用が必要となるものと考えられる。

[効果（便益）]

サイバーセキュリティ対策に関する事項を一般港湾運送事業の許可基準に追加するだけでは、事業許可を受けた一般港湾運送事業者が重要設備の導入又は維持管理・操作の委託を行う場合において、事前審査や確認が行われないこととなるため、経済安全保障推進法で定める特定妨害行為に相当する行為の手段として使用されるおそれが高い当該設備の導入又は維持管理・操作の委託が行われるおそれがある。この結果、一般港湾運送事業者の役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが高まる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

[費用と効果（便益）の比較]

経済安全保障に関する政府内の他の行政機関からの円滑な情報提供に関する新たな枠組みのための費用が追加で発生する一方で、一般港湾運送事業者の役務の安定的な提供に支障が生じることによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが高まることから、費用は大きいものの、得られる効果は少ない。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、代替案の方は便益が減少し、かつ、追加的な費用が必要となることから、規制案を採用することが適当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

国土交通省が開催したコンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会の取りまとめにおいて、コンテナターミナルで使用されるオペレーションシステム（TOS）について、「役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として我が国の外部から使用される”おそれがないとすることができない」、「コンテナターミナルは我が国の物流において重要な役割を果たしていることから、規模が特に大きい港湾において一般港湾運送事業者が使用する TOS については、その機能が停止・低下し、荷役作業に支障が生じた場合、影響が甚大となるおそれがある」とされ、これらを踏まえ、「コンテナターミナルにおいて TOS を使用して役務の提供を行う一般港湾運送事業を経済安全保障推進法の対象事業とすることが必要であると考えられる」とされた。

（参考）コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会（国土交通省）
取りまとめ <https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001719866.pdf>
会議資料等 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn2_000006.html

また、内閣官房・内閣府が開催した経済安全保障法制に関する有識者会議（第9回）において、一般港湾運送事業を対象事業に追加する方向で検討することについて委員からの異論がなかった。

（参考）経済安全保障法制に関する有識者会議（内閣官房・内閣府）
会議資料等 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

施行後3年を目途として事後評価を行い、本規制の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本規制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

費用については、導入等計画書の届出件数を踏まえて把握することが想定される。

また、効果については、指標の設定は困難と考えられるが、事後評価までの間におけるモニタリングについては、一般港湾運送事業に係る特定社会基盤事業者の特定重要設備に対し我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為が生じた件数等を基に検討する。